

任意継続被保険者制度のご案内

1. 加入要件と申請期限
2. 加入期間
3. 申請方法
4. 払込取扱票（納付書）の送付
5. 被保険者証の交付
6. 資格の喪失（脱退）
7. 保険料額
8. 保険料の納付方法・納付区分・納付期限日
9. 健康保険組合への届出
10. 保険給付
11. 保健事業の利用
12. 資格喪失後の受診

令和6年1月版

KDDI健康保険組合

〒102-8460 東京都千代田区飯田橋3-10-10

<https://www.kddikenpo.or.jp/>

1. 加入要件と申請期限

① 加入要件

- ・退職などによって被保険者資格を喪失（脱退）していること
- ・被保険者であった期間が、資格喪失(脱退)日の前日まで継続して2ヶ月以上あること

② 申請期限

会社を退職した日の翌日（被保険者資格を失った日）から20日以内（健康保険組合必着）

【補足】

<特例退職被保険者制度の加入要件を満たしている方は、保険料の比較をします>

- ★任意継続被保険者制度と特例退職被保険者制度のどちらも加入要件も満たしている方は、保険料の比較をしていただき、負担額の少ない方の制度を選択してください。
- ★任意継続被保険者制度の保険料計算の基礎となる標準報酬月額が不明である場合は、直近の給与明細書などをご確認をいただくか、お勤めだった会社様へご照会ください。
- ★任意継続被保険者制度2年満了後、期限内に手続きを行えば特例退職被保険者制度への加入が可能です(特例退職被保険者制度の加入要件を満たしている方につきましては、任意継続被保険者制度2年満了日が近くなりましたら、満了通知とともに特例退職被保険者制度のご案内等をご自宅に送付します)。
- ★任意継続被保険者制度は2年間、特例退職被保険者制度は75歳の誕生日の前日まで加入が可能です。が、「加入期間・保険料」以外に違いはございません。

2. 加入期間

任意継続被保険者の資格を取得した日（会社を退職した日の翌日）から**2年間**です。

※75歳になると、後期高齢者医療制度に加入となるため、2年以内でも資格が喪失（脱退）となります。

3. 申請方法

次の書類を準備のうえ、**健康保険組合**にご提出ください。**※郵送受付のみ**

① 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

② 住民票の**原本**（市区町村発行・交付日から3ヶ月以内・個人番号（マイナンバー）記載あり）

- a. 申請する家族（被扶養者）がいらっしゃらない場合は、本人のみの住民票
- b. 申請する家族（被扶養者）が同居の場合は、世帯全員の住民票（続柄記載のもの）
- c. 申請する家族（被扶養者）が別居の場合は、本人の住民票および別居先の世帯全員の住民票（続柄記載のもの）

③ 申請する家族（被扶養者）の直近年度の所得（課税・非課税）証明書の**原本**

※**16歳以上必須**（市区町村発行・交付日から3ヶ月以内・**年金受給者**は年金額のわ

かる振込通知書のコピーもご提出ください)

- ④ 申請する家族（被扶養者）が別居の場合は、本人（被保険者）からの送金証明直近3ヶ月分(通帳のコピー等) ※手渡し不可

【提出方法について】

送付の際は、特定記録郵便や簡易書留など追跡記録が確認できる郵便でお送りいただくことを強く推奨いたします。社内便や普通郵便など追跡記録の確認できない郵便でお送りいただいた場合の到着遅延や不着等のトラブルにつきましては、当組合では一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

4. 払込取扱票（納付書）の送付

健康保険組合では、事業主様からの届出および本人（被保険者）様からの申請書類を受理次第、払込取扱票（納付書）を特定記録で送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口で保険料を納付期限日までに納付してください。

5. 被保険者証の交付

当組合にて、加入開始月の保険料の入金が確認でき次第、ご自宅宛に被保険者証を簡易書留で送付します。

また、被保険者証が送付されるまでの間に、医療機関を受診する場合には、被保険者証の切り換え中である旨をお伝えいただき、医療機関の指示に従っていただくようお願いいたします。負担した医療費の精算（払い戻し）につきましては、被保険者証を受け取った後に、医療機関もしくは当組合へ行っていただくことになります。

6. 資格の喪失（脱退）

次のいずれかに該当した場合は、任意継続被保険者の資格が喪失（脱退）となります。

②・④・⑥・⑦に該当の場合は、別途届出が必要となります。なお、**以下の理由以外での脱退はできません。**

- ① 「任意継続被保険者」となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ **保険料を納付期日までに納付しなかったとき**
- ④ **就職して他の健康保険の被保険者となったとき**
- ⑤ 後期高齢者医療制度の適用を受ける満75歳になったとき
- ⑥ 65歳以上75歳未満で寝たきり等、市区町村の障害認定を受け後期高齢者制度の適用となったとき
- ⑦ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところによ

り、当組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき

7. 保険料額

保険料額は、退職時に適用されていた標準報酬月額に保険料率を乗じて求められます。
保険料計算の基礎となる標準報酬月額が不明である場合は、直近の給与明細書などでご確認をいただくか、お勤めだった会社様へご照会ください。

令和5年度の保険料率は、健康保険料率が91／1000、介護保険料率が19.6／1000です。

【簡易版】月々の保険料の計算方法

※保険料率変更（年度ごと）や標準報酬月額変更（原則毎年9月）、40歳または65歳到達による介護保険料変更がある場合には**正確な金額とはなりません**ので、あくまで**目安の金額**としてください。

直近の給与明細書に記載されている「健康保険料」と「介護保険料」の合計額の**2倍**

※会社在职中は保険料を事業主と本人（被保険者）、それぞれ折半で負担をしていましたが、「任意継続被保険者」になりますと、事業主の負担がなくなるため、本人（被保険者）が保険料の全額を負担することになります。

また、40歳以上64歳までの本人（被保険者）および家族（被扶養者）は、介護保険第2号被保険者として介護保険料の徴収対象になります。そのため、39歳以下65歳以上の本人（被保険者）が徴収の対象外であっても、40歳から64歳までの家族（被扶養者）がいる場合は、その家族（被扶養者）分の介護保険料は当組合が徴収します（65歳以上の本人（被保険者）分、家族（被扶養者）分は年金から天引きする形で市区町村が徴収します）。

下記（表）は、令和5年度 標準報酬月額「380千円」の場合の保険料額です（一例）。
※標準報酬月額が「380千円」**以外の場合の保険料額については、下記（表）の金額にはなりません**ので、別紙『令和5年度任意継続被保険者の健康保険料月額表(含前納月額表)』にてご確認ください。

毎月払い（1ヶ月払の支払額）					
健康保険料 標準報酬月額 380 千×91/1000 (保険料率)		介護保険料 標準報酬月額 380 千×19.6/1000 (保険料率)		計 標準報酬月額 380 千×110.6/1000 (保険料率)	
34,580 円		7,448 円		42,028 円	
1年払い（12ヶ月払の支払額）			半年払い（6ヶ月払の支払額）		
健康保険料	介護保険料	計	健康保険料	介護保険料	計
406,263 円	87,502 円	493,765 円	205,123 円	44,180 円	249,303 円

8. 保険料の納付方法・納付区分・納付期限日

(1) 納付方法

【ゆうちょ銀行からの引落しを希望する方】

保険料納付取扱金融機関は、**ゆうちょ銀行（郵便局）のみ**となりますので、「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」のゆうちょ銀行口座記入欄（本人（被保険者）名義の口座に限る）のご記入をお願いします。

加入申請後に所定の「自動払込利用申込書」を送付しますので、最寄りのゆうちょ銀行（郵便局）窓口でお手続きください。

【ゆうちょ銀行からの引落しを希望しない方】

当組合よりお送りする払込取扱票（保険料納付書）は、初めにお送りするもののみとなります。**それ以外の月の払込取扱票（保険料納付書）はお送りいたしませんので、ご自身で振り込みを行っていただく必要があります。**

(2) 納付区分

【毎月払い】

原則、最初の2ヶ月間は払込取扱票（納付書）にて納付、3ヶ月目以降はゆうちょ銀行口座からの自動引落となります。

【1年払い】

原則、「加入月」と「加入月の翌月から加入年度末（3月分）まで」をそれぞれ払込取扱票（納付書）にて納付、翌年度（4月分）以降は自動引落となります。

【半年払い】

原則、「加入月」と「加入月の翌月から加入年度の9月分（もしくは加入年度末（3月分））までをそれぞれ払込取扱票（納付書）にて納付、加入年度の10月分（もしくは加入した翌年度（4月分））以降は自動引落となります。

(3) 納付期限日

納付方法		納付期限日（引落日） ※10日が土・日・祝日の場合は翌営業日
毎月払い	毎月	毎月10日
1年払い	4月～翌年3月分	3月10日
半年払い	4月～9月分	3月10日
	10月～翌年3月分	9月10日

※残高不足により、保険料の引落ができない場合は、納付期限日の翌日に資格喪失(脱退)となりますので、ご注意ください。(6. 資格の喪失(脱退) ③の場合に該当)

9. 健康保険組合への届出

次の場合には、健康保険組合に届出が必要です。

- ① 就職により被保険者となったとき
 - ② 氏名、住所を変更したとき
 - ③ 家族（被扶養者）に異動が生じたとき
 - ④ 市区町村等の医療費助成を受けるようになったとき
 - ⑤ 第三者の行為により生じた疾病、負傷（交通事故等による）を治療するとき
- ※所定の書類を提出していただくこととなりますので、必ずご連絡ください

10. 保険給付

従来どおりの給付が受けられます。（継続給付でない傷病・出産手当金を除く）

任意継続被保険者の資格取得後、給付の対象となった場合は、「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」にご記入いただきましたゆうちょ銀行口座へ給付金をお支払いいたします。なお、ゆうちょ銀行口座からの保険料引落しをされない場合、資格取得後における初回給付金（医療費に係るもの）発生時において個別申請が必要となります。

11. 保健事業の利用

当健康保険組合の各種保健事業は、従来どおりご利用いただけます。

12. 資格喪失後の受診

当組合の資格喪失後に保険診療や健康診断を受けた場合、当組合負担額を返還していただ

くことになります。

ご不明な点はKDD I 健康保険組合 (Tel 03-5212-3311) へご連絡ください